

森林公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第27号

森林公園条例の一部を改正する条例

森林公園条例（昭和55年岩手県条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																						
<p>別表第2（第6条関係）</p> <p>1 第2条第1項の規定による許可を受けた場合</p> <p>(1) 森林ふれあい学習館多目的ホール及び森林ふれあい学習館ミーティングルーム</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>森林ふれあい学習館多目的ホール</td><td>[略]</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>森林ふれあい学習館ミーティングルーム</td><td>[略]</td><td>1,050円</td></tr></tbody></table> <p>(2) キャンプ場</p> <table border="1"><thead><tr><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th><th>附属の設備の利用料金の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1日までごとにテント1張につき</td><td>630円</td><td>テント 1日までごとに1張につき 630円</td></tr></tbody></table> <p>[略]</p> <p>2 第3条第1項の規定による許可を受けた場合</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>物品の販売、募金その他これらに類する行為</td><td>[略]</td><td>530円</td></tr><tr><td>業として行う写真の撮影</td><td>[略]</td><td>210円</td></tr><tr><td>展示会その他これに類する催しの開催</td><td>[略]</td><td>4,720円</td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	利用料金の上限額	森林ふれあい学習館多目的ホール	[略]	2,000円	森林ふれあい学習館ミーティングルーム	[略]	1,050円	単 位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額	1日までごとにテント1張につき	630円	テント 1日までごとに1張につき 630円	区 分	単 位	利用料金の上限額	物品の販売、募金その他これらに類する行為	[略]	530円	業として行う写真の撮影	[略]	210円	展示会その他これに類する催しの開催	[略]	4,720円	<p>別表第2（第6条関係）</p> <p>1 第2条第1項の規定による許可を受けた場合</p> <p>(1) 森林ふれあい学習館多目的ホール及び森林ふれあい学習館ミーティングルーム</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>森林ふれあい学習館多目的ホール</td><td>[略]</td><td>2,050円</td></tr><tr><td>森林ふれあい学習館ミーティングルーム</td><td>[略]</td><td>1,080円</td></tr></tbody></table> <p>(2) キャンプ場</p> <table border="1"><thead><tr><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th><th>附属の設備の利用料金の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1日までごとにテント1張につき</td><td>650円</td><td>テント 1日までごとに1張につき 650円</td></tr></tbody></table> <p>[略]</p> <p>2 第3条第1項の規定による許可を受けた場合</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>利用料金の上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>物品の販売、募金その他これらに類する行為</td><td>[略]</td><td>540円</td></tr><tr><td>業として行う写真の撮影</td><td>[略]</td><td>220円</td></tr><tr><td>展示会その他これに類する催しの開催</td><td>[略]</td><td>4,840円</td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	利用料金の上限額	森林ふれあい学習館多目的ホール	[略]	2,050円	森林ふれあい学習館ミーティングルーム	[略]	1,080円	単 位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額	1日までごとにテント1張につき	650円	テント 1日までごとに1張につき 650円	区 分	単 位	利用料金の上限額	物品の販売、募金その他これらに類する行為	[略]	540円	業として行う写真の撮影	[略]	220円	展示会その他これに類する催しの開催	[略]	4,840円
区 分	単 位	利用料金の上限額																																																					
森林ふれあい学習館多目的ホール	[略]	2,000円																																																					
森林ふれあい学習館ミーティングルーム	[略]	1,050円																																																					
単 位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額																																																					
1日までごとにテント1張につき	630円	テント 1日までごとに1張につき 630円																																																					
区 分	単 位	利用料金の上限額																																																					
物品の販売、募金その他これらに類する行為	[略]	530円																																																					
業として行う写真の撮影	[略]	210円																																																					
展示会その他これに類する催しの開催	[略]	4,720円																																																					
区 分	単 位	利用料金の上限額																																																					
森林ふれあい学習館多目的ホール	[略]	2,050円																																																					
森林ふれあい学習館ミーティングルーム	[略]	1,080円																																																					
単 位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額																																																					
1日までごとにテント1張につき	650円	テント 1日までごとに1張につき 650円																																																					
区 分	単 位	利用料金の上限額																																																					
物品の販売、募金その他これらに類する行為	[略]	540円																																																					
業として行う写真の撮影	[略]	220円																																																					
展示会その他これに類する催しの開催	[略]	4,840円																																																					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。